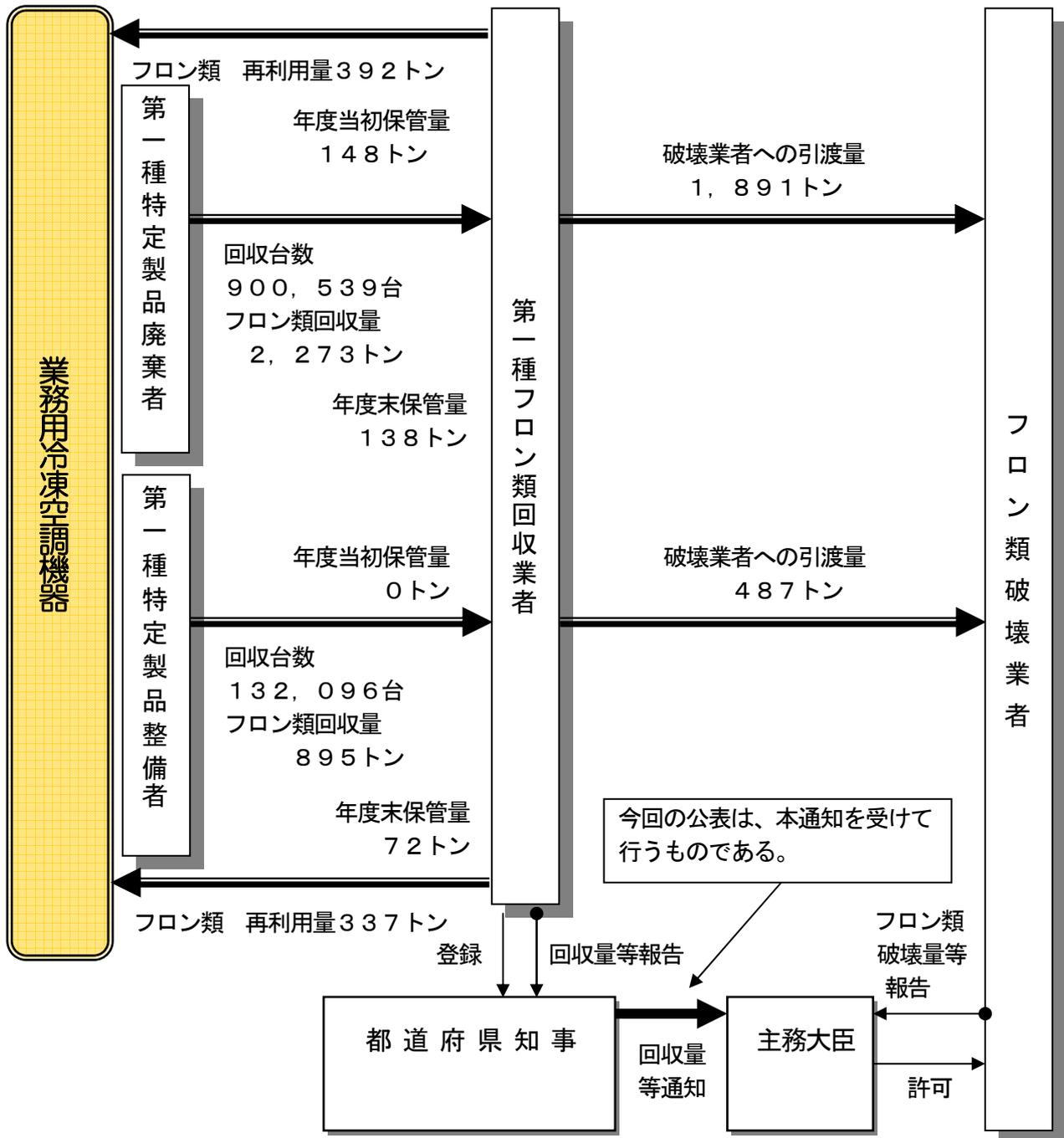


(参考1)

フロン回収・破壊法のシステム

(第一種特定製品＝業務用冷凍空調機器からの平成19年度フロン回収量)

対象：冷媒用CFC、HCFC、HFC



[平成14年4月1日 本格施行]

(注1) 平成19年10月より改正法が施行されている。

(注2) 第二種特定製品＝カーエアコンからのフロン回収については、平成17年1月1日から自動車リサイクル法に移管された。